

## 第1次改正（昭和29年6月12日公布 法律第178号）の概要

- ① 都道府県に知事の諮問機関として宅地建物取引業審議会を置くことができるものとする  
ること
- ② 業法は、登録手数料の限度額を「3,000円以下」と定め、更新登録手数料は都道府県の  
条例で定めることとされていたが、更新手数料限度額についても「1,500円以下」と法定  
化

※ 議員提案